葛飾区自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和5年6月22日 5葛都交第71号 区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) ヘルメット 自転車乗車用のヘルメットであって、頭部を保護する目的で 製造され、次のいずれかのマーク付きの新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに 付されるICF公認マーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付される C E マーク (EN1078 規格に適合する場合に付されるものに限る。)
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付される CPS Cマーク (CPSC1203 規格に適合する場合に付されるものに限る。)
 - カ アからオまでに類するマーク等が付されたもので、葛飾区長(以下「区 長」という。)が認めるもの
 - (2)使用者 葛飾区内に住所を有する個人であって、自転車を利用するものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱による補助金 (以下「補助金」という。) の交付の対象となる 者 (以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれにも該当する葛飾区 内に住所を有する者とする。
 - (1)使用者が使用するヘルメットを令和4年12月20日以降に購入したこと。
 - (2) 葛飾区又は他の自治体から同一のヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。

- (3) 葛飾区暴力団排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4)特別区民税及び都民税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入に要する経費(送料、装飾品等除く。) の範囲内で、1個につき3,000円を上限とする。
- 2 前項に規定する経費の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個分かつ1回限りとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、葛飾区自転車乗車用 ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書」と いう。)に次に掲げる書類を添付して、区長が別に定める期間内に申請しなけ ればならない。ただし、申請時において第1号又は第3号に掲げる書類の原本 等を確認することができる場合は、当該書類の添付は省略することができるも のとする。
 - (1) ヘルメットの使用者の氏名及び現住所が確認できる書類の写し
 - (2) ヘルメットの購入代金の支払手続が完了したことを証する書類
 - (3) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証の確認ができるもの
 - (4)前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは葛飾区自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不適当と認めたときは葛飾区自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定をした 者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

- 第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の申請に基づき、補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 申請者又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した

条件その他法令又は葛飾区補助金等交付規則(昭和 40 年葛飾区規則第 55 号) に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返環)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既 に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命 じなければならない。

(報告及び調査)

第9条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、調査することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところにより、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に購入したヘルメットについては、なお従前の例による。